

## 対象事業及びスケジュール

- ◆ 開会式 10時00分～
- ◆ 判定開始 10時10分～

No.	時間	担当課	事業名称及び内容
1	10:10~11:10	環境推進課	害虫駆除事業（継続事業）  害虫駆除事業では、ムクドリやアライグマの防除等を実施しており、蜂についても市民等からの依頼を受け市民の安全を確保するため、スズメ蜂の巣の駆除を行っている。駆除にあたっては、市職員又は委託事業者が現地で目視により巣を確認したうえで、委託事業者が行っている。
2	11:15~12:15	健康増進センター	産後健診助成事業（新規事業）  産後の健診費用を助成するものである。 (上限5,000円、助成回数1回)
12:15~13:15			休憩
3	13:15~14:15	道路課	せせらぎの小径街路灯更新事業（新規事業）  ソーラー街路灯の経年劣化に伴い街路灯の更新を行うものである。既存のソーラー街路灯やソーラーパネルは、平成3年から平成8年までに設置してから25年以上が経過し経年劣化が進行しているため、歩行者等の安全確保とランニングコストを縮減するため、街路灯の更新を5年間で実施するものである。
4	14:20~15:20	いろは遊学館	公民館等インターネット無線LAN整備事業（新規事業）  いろは遊学館及び宗岡公民館のホール・研修室等にインターネット環境を整備することによって、コロナ禍における新しい生活様式に対応した施設として、市民の生涯学習機会の充実を図るものである。  ・オンラインでの活動や事業を可能とし、来館することを控えていた方が自宅にいながら事業に参加・学習できるようになる。 ・高齢者等を対象にスマートフォンやタブレット教室等を開催し、地域住民のITリテラシーの向上やデジタル・ディバイドの解消を目指す。

- ◆ 閉会 ~15時25分を予定

### 【判定の流れ】

- |                         |                    |
|-------------------------|--------------------|
| ① 事業担当課から、事業概要を説明       | ③ 判定員による質疑         |
| ② 事業担当課と秘書政策課及び財政課で意見交換 | ④ 判定員から事業に対する意見の発表 |

# 志木市事業判定会

日時：令和3年11月13日（土）午前10時～午後3時25分  
公開方法：市公式YouTube

## 傍聴される皆さまへ

- ◆ 傍聴の皆さまからのご意見・ご質問は、一切お受けいたしかねますのでご了承ください。
- ◆ 進捗状況により、予定時間が多少前後する場合がありますので、ご了承ください。
- ◆ その他、会場内の秩序を乱し、判定作業の支障になる行為及び他の傍聴者の迷惑となる行為はしないでください。

判定結果の内容を踏まえ、市として事業に対する今後の方向性を決めていきます。判定結果が市の最終判断となるものではありません。

### 【問い合わせ先】

志木市 市長公室 秘書政策課  
電話：048-473-1111（内線2216）  
メール：seisaku@city.shiki.lg.jp

## 事業判定制度の概要

### ■ 事業判定制度

志木市事業判定制度は、市が実施する事業について、効果や必要性などを市民の皆さまに判定していただくことで、市民感覚を取り入れた事業の改善や事業の方向性を決定するための参考にするを目的としています。

また、事業判定会や判定結果を広く公表することで、市政の透明性の向上と職員の意識改革を図っていきます。

#### ◆対象事業について

- ①サマーレビュー（※1）等市役所内で改善など議論のあった事業
- ②市民の皆さまから提案のあった事業

※1 当初予算編成本番を迎える前（夏季）に事業の検討・調整を行うもの。

①と②の中からより改善に結びつく可能性がある事業を市長が選定し、決定します。

マの防除等を実

### ■ 事業判定会

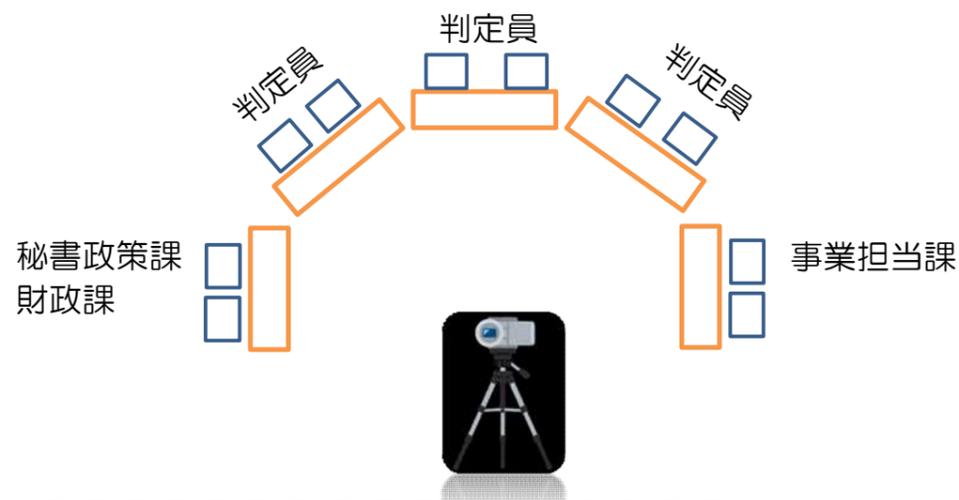
事業判定会では、対象事業について、事業担当課と秘書政策課及び財政課の意見交換を聞いたうえで、「計画どおり事業を進めて良い」「見直した方が良い」などを判定します。

#### 事業判定会の構成・判定員（6名）

委員長（1名）…有識者

志民力人材バンクに登録し、市政に関心のある市民の方（5名）

### ■ 判定会 会場図（イメージ）



### ■ 判定の流れ 1事業あたりの所要時間：1時間程度

- 事業担当課が、対象事業の概要を説明します。（約5分）

- 事業担当課と秘書政策課及び財政課が事業内容や論点について意見交換します。（約20分）

- 判定員から事業担当課に対し、判定の判断材料としての質問をします。（約20分）

- 判定員は、事業の概要説明、意見交換、質疑応答の内容を踏まえて「判定シート」に、判定結果や意見を記入します。（約5分）

#### ○判定区分

- 担当課の要求どおりで良い
- 事業内容を一部見直す
- 事業内容を抜本的に見直す
- 担当課の要求を認めない

#### ○判定区分を選択した理由

#### ○自由意見

- 判定員から事業に対する意見や感想を発表します。（約10分）

### ■ 判定結果の公表及び取扱い

判定結果について、事業を所管する部局の見解等を踏まえ、市として事業に対する今後の方向性を決定します。判定結果が市の最終判断となるものではありません。

市の方針に基づき、実行計画及び予算編成に反映します。ただし、反映に時間を要するものについては、次年度以降の事業の見直しに反映させるよう努めるものとします。

結果については、市ホームページにて公表します。